

# 社会保障審議会 総会 会議報告

## 1 日時

平成20年3月28日(金)午前10時～12時

## 2 場所

尼崎市役所北館4F 4-1会議室

## 3 出席者

(委員) 松原会長、小西副会長、安藤委員、伊東委員、大西委員、川野委員、杉山委員、津田委員、内藤委員、長崎委員、永田委員、早川委員、東田委員、松澤委員  
(市関係者等) 健康福祉局長、健康福祉局総務部長、保健部長、企画担当課長、福祉課長、こども青少年企画課長、社会福祉協議会事務局長

## 4 会議結果等

審議に入る前に、任期満了にともなう会長、副会長の選任を行い、委員の発意により、松原会長の再任について、出席全委員から了承を得た。引き続き松原会長の進行により、副会長の選任を行い、小西副会長の再任について出席全委員から了承を得た。その後松原会長の進行により予定の議題について審議を行った。主な発言は次のとおりである。

### <議題1>平成19年度における地域福祉計画推進の取組について

(議題1-1 権利擁護ネットワークの構築について)(事務局より説明)

(委員) 権利擁護ネットワークについて、高齢者の相談が多いという報告であるものの「虐待」について相談が意外と少ない印象を受けた。発見できなかったのか。土曜日、日曜日などは相談が多いが、どのような対応になるのか。

(委員) 本市でも、高齢者虐待の防止ネットワーク、協議会がある。そちらでも高齢者虐待など相談を扱っていると思うが、その数字が反映されていないと思う。

(委員) コールセンター的な窓口、機能を持った部署等があってもよいのではないかと考える。市民等の問合せに対して、即応できる体制も必要ではないか。

(委員) 障がい者から一番多い相談は、どこに相談に行けばよいか分からないこと。さらに相談できない人をどのようにカバーしたらよいかも重要である。一方施設入所者の相談にはどのように対応していくかということも重要である。

(市関係者) 保健所では、子どもさんを妊娠した時からお付き合いが始まる。虐待に陥りやすいケースについては、育児支援専門員を派遣し、支援しながら家庭の状況を見ていく。現実問題としては、支援や検診を拒否する家庭、他都市からの転入者についても把握しきれないこともあり、限界を感じる。

(会長) 高齢者の関係ではどのような状況か。

(市関係者) 地域包括支援センターが緊急の場合には土曜日・日曜日も含めて対応しており、虐待の関係で相談を受けた件数は、9月末時点で139件である。

(会長) 消費者関係の相談については、消費者センター的なところに相談に行っている場合もある。ここに来ないというのは、他に窓口があるということと、どこに相

談に行けばよいのか分からない場合があるから少ないということがある。そして施設入所者の相談は含まれていない場合もある。

(委員) 市役所、関係機関が相談に応じている内容等を集約し、データ化しないと相対的なデータにはならないのではないかと。ネットワークの構築を狭く捉えず広く捉えるようにしないと、権利擁護ネットワークのデータが正しいものか否か、検証できないのではないかと。

(会長) 相談の種類を全市的に集計する。類型化する。どこでどのように処理するかというのも確かにひとつの課題である。しかし先ほどのコールセンターとも関係しているが、相談というのは、無駄というか重なりがあるからよいのだという考え方もある。コールセンターで一本化すると、相談マニアが出てきて、電話口で2時間くらい話し、受話器から離してくれない人も出てくる。あちらこちらに相談窓口がある、重なりあうことにより、よい場合もたくさんある。

(市関係者) 本市では、福祉に限ったものではなく、一般的なコールセンター設置に向けて検討している。休日、時間外にも対応する。

(会長) 先ほど話にもあったが、施設入所者が肩身の狭い思いをしないような相談の仕組みについて検討もお願いしたい。

(議題1 - 2 地域福祉活動にかかわるモデル事業について)(事務局より説明)

(会長) 子どもの見守りにしても、水害対策についても、非常によい活動であり、各種団体で取り組んでほしい。しかし市役所から予算的なフォローがなかったと聞いているがどのような状況であったか。地域で引き続き、活動を行っていくにあたり、予算面でのフォローは続くのか、お聞きしたい。

(市関係者) 予算化したものの、事業の進捗状況により結果として執行できなかった部分がある。結果として予算の主体は社会福祉協議会となった。平成20年度はこのモデル事業を受けての予算化は行っていないが、他の資源の活用を視野に入れ、活動していただきたいと考えている。

(委員) 小田地区で活動母体を選定するのに非常に難しかった経緯がある。予算化がなくて、活動が続くのが疑問である。

(委員) 私も地域では子ども会活動などを行っている。行事をしようという場合には、結局、お金の話になる。このモデル事業が終わったからといって、別に市が予算を出さなくてもよいと思う。県なり他の団体の予算などを活用できればよいと思う。地域活動を行う場合には、活動や運営について相談に行ける窓口があればよいと思う。さらに、予算面のフォローも含め、情報発信の仕組みを考えてほしい。

(市関係者) 事務局としては、3年間のモデル事業期間は終了するが、ノウハウを活かしながら、地域から相談を受ければ、協力していくことは考えている。支所にはまちづくり相談窓口を設けており、連携しながら情報を提供していきたい。

(会長) 地域福祉の専門としてはいかがか。

(委員) 介護保険関係の仕事をしている関係上、行政及び中間支援機関の体制強化や具体的に動ける権限強化が大変重要である。モデル事業というのは、2地区であり、担当部局及び関係部局が協力してできた。全市に広げる、あるいは、あまねく市

民に広げるということには、サービスを具体的に提供する体制を充実する必要がある。特にモデル事業からいい結果が出ており、そのあたりを含めて今後検討することが重要である。

(会 長) 中間支援機関とは、具体的にはどこか。

(委 員) 私は、社会福祉協議会であると思う。

(会 長) では、権利擁護の関係はどうか。

(委 員) 権利擁護に関しては、高齢者虐待問題、介護予防事業など、ほぼリンクしている。本当に市民に密着して、相談に行きやすい環境のためにも、地域包括支援センターの役割は、非常に重要である。

そこでは、福祉分野や法曹分野の個人的なつながりは機能しているが、システムとしては機能していないという状況にあるという。権利擁護関係を充実させるためには、権利擁護ネットワークだけではなく、専門家の力を借りて相談体制を構築していく必要がある。行政の中にそういう担当者、機能が必要である。

(会 長) 地域福祉活動モデル事業を全市的に展開していくには、社会福祉協議会をいってほかにはないであろうということ。その意味では社会福祉協議会にこれからのあり方、地域での取組に対する関わり、専門性の向上、さらにシステムの構築が、これからますます求められてくると思う。

(議題 1 - 3 地域福祉計画を進める評価)(地域福祉データブック等事務局より説明)

(委 員) 新聞の論調では、指標が先に来て、一人歩きをしている。このデータブックは尼崎の状況を測るが、指標がどう変化するか観察しながら、なぜ変わらないか、予算配分は今のままでいいのか、市民にできることはないのかについて議論するために、現状を把握するものである。本当の意味でのデータブックは、これから活用していくことに意義があると思う。

(会 長) 実践するための手段としてデータがあり、目標値がある。ともすればメディアは数値だけを見てどうこう言う。あくまでも共通の認識を持ち行動する。そしてものさしを見直す。考え、行動する手段としてデータブックを活用してほしい。

(委 員) 例えば「地域で声かけやあいさつができている人の割合」がものさしに選ばれているが、行政だけでデータブックを作れば、選ばれることはありえない。

当初は行政に対する苦情が非常に多かった。しかし会議を重ねるたびに、行政にも予算の限界があり、行政だけではなく、市民を含め一体何ができるのか、だんだん分かってきた。そして他市の事例を集める中で、尼崎も結構捨てたものではないということが分かり合えた。作成過程においても、非常に意味があった。

(会 長) 地域福祉は、市民参画のもとプロセス重視で、成熟を楽しんでいくものと思われ意義のある取組だと思う。

(委 員) PTA という立場から申し上げますと、社会福祉協議会との協力は必要不可欠であり、中間支援団体として柱となっただけであればありがたい。一方、共働きの人が多く、役員をする人がいない。午前中に何かあったときに動ける人がいない。また、学校を取り巻く福祉を考えると、親だけでは何もできないということを感じているので、地域で活動する人たちがいるということは非常に心強く感じる。

したがって PTA としても何か上手にリンクしたいと思い、報告していきたい。

- (委員) 権利擁護関係についてネットワークがあるということなど、どのように情報発信しているのか。
- (会長) ネットワークがあるということよりも、相談窓口があるということが大事である。どこに相談に行けばよいか。解決してくれる場所があるということが、安心につながると思う。
- (委員) また、モデル事業の取組について、法人市民としても積極的に関わらなければならないと思う。データブックを積極的に発信し、例えば職場には屈強な若者や働くお母さんもあり、地域活動に出ていきたい。
- (委員) 地域福祉活動モデル事業を行った潮江や東園田町の地域は、いずれも地域力がある地区である。防災という観点では、社会福祉協議会が中心的となっているが、社協に加入していない地区では、災害時の緊急連絡網もなく、情報が入ってこない場合もある。地域福祉の観点から、今以上に地域の実態を把握する必要がある。
- (委員) 校区での社協のネットワークをもう少し築いていきたいと思う。私たちから下の世代に受け継ぐのが今後の課題であると思っており、社協のネットワークを深めていきたいと考えている。
- (副会長) どの取組も生みの苦しみを経てここまで来たというのが印象である。権利擁護に関して実質的に取り組んでおられるようで非常にうれしい。地域包括支援センター、また、社協などとの関わりを深め、質も高めていかなければならないと思う。このモデル事業をひとつのきっかけとして PTA や社協、企業などさまざまな機関が方策を上手に考えていくと、何か新しいことができるのではないかと思う。

< 議題 2 > 中核市移行に伴う社会福祉審議会の設置について (事務局より説明)

- (会長) 社会福祉審議会についてイメージ図はあるものの、これは戦後 50 年、60 年の社会福祉法の弊害が残っている。つまり対象者別。障がいと言うと「身体」となっているが、「知的」も「精神」も「発達障がい」もない。かつ分野別だから、例えば「地域福祉」というような、縦割りを越えた、あり方、概念がない。次年度早々に一定の方向性を示すという事務局の説明であったと思う。
- (委員) 中核市に移行した場合、いろんな事務が増えるとの話であるが、市民にとってメリットは何かあるのか。
- (市関係者) 例えば具体的には、身体障害者手帳の交付について、従来、県の権限で発行していたが市の権限で発行することとなり、事務手続きがスムーズに進むと思われる。また、社会福祉法人等の施設の監査等についても市が行うこととなり、地域の実態に即した対応になるものと考えている。
- (委員) 法人監査については、例えば、住民から苦情が出た場合、市の実情、実態を反映したものになると思われ、期待したいところである。行政が形だけ作るのではなく、コアな部分をしっかり作成していただきたい。
- (会長) 今日は情報提供だけとして、この審議会のあり方についても中核市の移行にあわせて平成 21 年度以降変わっていくということであった。

以上